

**函館市青函連絡船記念館摩周丸
指定管理者募集要項**

函館市企画部企画管理課

目 次

1 募集の概要	1
(1) 施設の概要	
(2) 指定期間	
(3) 募集等スケジュール（予定）	
2 応募資格	4
3 指定管理者候補者の募集	5
(1) 募集手続	
(2) 応募時の提出書類	
(3) 留意事項	
(4) 募集に関する質問	
4 指定管理者候補者の選定	7
(1) 選定方法	
(2) 評価基準	
(3) 選定結果の公表	
(4) 協定の締結	
5 管理に関する基準	8
(1) 開館時間	
(2) 休館日	
(3) 利用料金	
6 指定管理者の業務実施および 履行責任等に関する事項（モニタリングの実施）	10
(1) 事業報告書の作成および提出	
(2) 業務報告の聴取等	
(3) 利用者ニーズの把握	
(4) 管理業務の評価および公表	
7 業務の範囲および具体的内容	10
(1) 入館者に関する業務	
(2) 使用の許可等に関する業務	
(3) 維持管理に関する業務	
(4) その他市長が定める業務	

8 管理に関する経費等	11
(1) 管理に関する経費	
(2) 経費の支払い	
(3) 会計処理	
(4) 利用料金の取り扱い	
9 自主事業	12
(1) 自主事業の提案	
(2) 行政財産の目的外使用	
10 その他の特記事項	13
(1) 管理上発生する責任分担	
(2) 関係法令等の遵守に関する事項	
(3) 管理業務の委託の禁止等	
(4) 指定の取消し等	
(5) 損害賠償責任	
(6) 保険の加入に関する事項	
(7) 備品の管理および帰属	
(8) 事前準備に関する事項	
(9) 現状回復および事務引き継ぎに関する事項	
11 問合先および応募先	15
【別紙1】評価基準	16
【別紙2】リスク分担表	19
別記様式（1～8）	21

函館市青函連絡船記念館摩周丸指定管理者募集要項

1 募集の概要

市では、函館市青函連絡船記念館摩周丸条例で定める函館市青函連絡船記念館摩周丸の指定管理者を募集します。

(1) 施設の概要

ア 設置目的

旧青函連絡船摩周丸を函館港の港湾文化交流施設として保存し、および活用して、青函連絡船の歴史を広く市民および観光客に伝えるとともに、その利用に供し、もって本市の教育・文化の向上と観光の振興に資するため、市に青函連絡船記念館を設置する。

イ 施設概要

- ① 名 称 函館市青函連絡船記念館摩周丸（以下「摩周丸」という。）
- ② 所在地 函館市若松町12番地先公有水面
- ③ 船舶の長さ 132m
- ④ 船舶の全幅 17.9m
- ⑤ トン数 5,374 t
- ⑥ 延床面積
 - ア 船舶 6,938.99㎡
 - 使用可能面積 1,496.11㎡
 - うち公開使用部分面積 1,161.15㎡
 - その他公開部分（デッキ）面積 1,735.73㎡
 - イ 切符売場棟 143.5㎡
- ⑦ 用途 展示船（係留船）
- ⑧ 主な施設 以下のとおり

	施設名称	面積（㎡）		備考
		屋内	デッキ	
地下1階 (船倉)	ポンプ室	87.13		限定使用
	汚水タンク	—		
	消火水タンク	—		
1階 (車両甲板)	配電盤室	36.63		限定使用
	階段室（中央）	12.60		限定使用
	階段室（前部）	13.05		限定使用
	非常タラップ	—		
2階 (船楼甲板)	ウェルカムロビー 出入口	137.58		
	階段室（中央）	7.98		限定使用
	階段室（前部）	24.05		限定使用

	施設名称	面積 (m ²)		備考
		屋内	デッキ	
3階 (遊歩甲板)	船のしくみ展示室	149.73		
	ひも結びコーナー	181.15		
	シーサイドサロン			
	ライブラリーコーナー			
	青函連絡船のあゆみコーナー	223.73		
	ロビー			
	資料室	16.17		限定使用
	従業員控室A	30.63		限定使用
	男子トイレ	10.65		
	女子トイレ	10.50		
	案内所	5.67		限定使用
	防災センター	5.78		限定使用
	サロン準備室・従業員控室B	24.04		限定使用
	階段室 (中央)	21.39		
	階段室 (後部)	19.80		
屋外展望デッキ		671.53		
4階 (航海甲板)	操舵室	99.01		
	無線室	30.80		
	機械室	13.95		限定使用
	多目的ホール	200.00		
	男子トイレ	9.04		
	女子トイレ	10.64		
	全室	4.08		
	倉庫	28.58		限定使用
	蓄電池室	4.20		限定使用
	非常発電機室	24.50		限定使用
	階段室	37.65		
	階段室 (中央)	15.40		
	屋外展望デッキ		853.71	
	屋外展示区画		30.00	
コンパス甲板	屋外展望デッキ		120.00	
	屋外展示区画		60.49	
合計	使用可能部分面積	1,496.11		
	うち公開使用部分面積	1,161.15	1,735.73	
	うち限定使用部分面積	344.96		

	施設名称	面積 (㎡)		備考
		屋内	デッキ	
附属施設	切符売り場棟	143.50		鉄骨造り亜鉛メッキ鋼板葺3階建
	タラップ (2基)		—	
	電気・水道・ガス等の架台		—	
	電飾 (約345m, 約電球600個)			
	船首～船首マスト (57m)			
	船首マスト先端～コンパス甲板 (38m)			
	船首マスト～煙突 (58m)			
	煙突～船尾マスト (54m)			
	船尾マスト～船尾マスト下ハウス (42m)			
	船尾マスト～船尾 (62m)			
	両舷 (34m)			
ドルフィン (4箇所)				
ライトアップ照明 (150w 8基, 250w 6基)			—	

※ ライトアップ照明は市商工観光部 (現市観光部) が設置したものであり、維持管理は市観光部が行います。ただし、電気料金については指定管理者が負担することとなります。

※ ライトアップ照明は、摩周丸に設置されているもののほか、若松ふ頭護岸にも400W 4基, 250W 8基, 150W 4基が設置されており、この電気料金についても、指定管理者が負担することとなります。

(2) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで (5年間)

(3) 募集等スケジュール (予定)

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ① 募集要項の配布 | 令和2年5月12日(火)～6月30日(火) |
| ② 申請の受付 | 令和2年5月12日(火)～6月30日(火) |
| ③ ヒアリングの実施 | 令和2年7月上旬～7月下旬 |
| ④ 指定管理者の候補者の選定 | 令和2年8月中旬～10月下旬 |
| ⑤ 選定結果の通知 | 令和2年8月下旬～11月上旬 |
| ⑥ 仮協定の締結 | 令和2年11月 |
| ⑦ 指定管理者の指定および協定の締結 | 令和2年12月 |

2 応募資格

摩周丸の指定管理者の応募資格は、以下のとおりです。

(1) 団体であること。

- ① 法人格の有無は問いません。
- ② 複数の団体により構成されたグループで申請する場合は、グループの代表となる団体を定め、代表団体が申請すること。また、グループの代表団体および構成団体の変更は原則認めません。

(2) 函館市内に主たる事務所を有する団体であること。

「主たる事務所」とは、法人の場合、本市においては本社または本店としております。

- ・グループ申請の場合：グループを構成する団体全てが該当
- ・LLP（有限責任事業組合）：LLPを構成する全ての組合員が該当

(3) 団体およびその代表者が、次の者に該当しないこと。(⑦の場合は役員を含む。)

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 市における競争入札への参加を制限されている者
- ④ 指定管理者の指定の取消しを受けた日から5年を経過しない者、または、指定管理者に指定することができなくなり、もしくは著しく不相当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取消しを受けた日から5年を経過しない者
- ⑤ 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体（イおよびウに掲げる者にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）であつて、指定管理者として指定することにより、市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなる者

ア 議会の議員

イ 市長および副市長

ウ 教育委員会委員，選挙管理委員会委員，公平委員会委員，監査委員，農業委員会委員，固定資産評価審査委員会委員

※ これらに準ずる者とは、法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役もしくは理事と同等程度の執行力と責任を当該法人に対して有している者で、「公益社団・財団法人」、「一般社団・財団法人」における評議員会の評議員も相当します。

- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（法人の場合は、法人の非常勤役員を含む役員ならびに支配人および営業所の代表者を含み、その他の団体の場合は、団体の代表者

- ・理事等法人の場合と同様の責任を有する者)
- ※ ⑥および⑦については、提出された団体概要や役員名簿等に基づき、警察との連携により、必要な調査を行う場合があります。

(4) 複数申請の禁止

同一団体が複数の申請をすることはできません。

また、単独で申請した団体が他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することおよびグループとして申請した構成団体が単独で、または他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することはできません。

なお、この場合のグループとは、指定管理者となることを目的に構成された団体とします。

3 指定管理者候補者の募集

(1) 募集手続

① 募集要項の配布

- ・配布期間：令和2年5月12日（火）から6月30日（火）まで
- ・配布場所：函館市企画部企画管理課（平日の午前8時45分から午後5時30分まで）および市ホームページ上で配布

② 指定管理者指定申請書類の受付

- ・受付期間：令和2年5月12日（火）から6月30日（火）まで
- ・受付方法：函館市企画部企画管理課あてに、持参または郵送のいずれかにより提出してください。（郵送の場合は、6月30日（火）午後5時30分必着）
- ・受付時間：持参の場合、平日の午前8時45分から午後5時30分までとします。

(2) 応募時の提出書類

提出書類		グループ申請の場合の提出者
①	指定管理者指定申請書（別記様式1）	代表団体
②	誓約書（別記様式2）	代表団体と構成団体
③	団体概要書（別記様式3）	代表団体と構成団体
④	グループ申請に係る構成団体の委任状（別記様式4）	代表団体

提出書類		グループ申請の場合 の提出者
⑤	グループ協定書の写し (管理業務に関し、共同連帯して実施することを目的とする協定書等の写し)	代表団体
⑥	定款，寄附行為，規約，役員名簿（生年月日入り）， その他これらに類する書類	代表団体と構成団体
⑦	法人の場合，登記事項証明書 (地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体の場合，同条第12項の証明書)	代表団体と構成団体
⑧	事業計画書（別記様式5-1，5-2）	代表団体
⑨	施設の管理に係る収支計画書（別記様式6） 別記様式6のほか，具体的な積算内訳・根拠資料について別紙で示してください（様式任意）。 このうち，人件費の積算内訳については，別途指定する様式（別紙様式9）にて提出すること（指定様式は市のHPで配付します）。	代表団体
⑩	自主事業に係る収支計画書（別記様式7） ※実施予定のある場合のみ	代表団体
⑪	応募団体の経営状況を証明する書類 ア 営利目的以外の団体の場合 ・令和2年度の収支予算書および事業計画書 ・令和元年度の収支計算書および事業報告書 イ 営利を目的とする法人の場合 ・令和2年度の収支予算書および事業計画書 ・直前3年の各事業年度の収支決算書および事業報告書 ・法人市民税の納税を証する書類 (市税の滞納がない旨の証明書で可) なお，これらの書類がなく，新たに作成することができない特別の事情等がある場合は，団体の経営状況を説明する書類がない旨およびその理由を記載した申立書を提出してください。	代表団体と構成団体

(3) 留意事項

- ① 募集締切後、提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、市が内容の訂正を求める場合は除きます。
- ② 指定管理者候補者選定委員会開催前において、市は、提出された書類を補足する他の書類等の提出を求める場合があります。
- ③ 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ④ 応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- ⑤ 応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

(4) 募集に関する質問

応募資格を有しているもので、募集要項等の配布資料について質問がある場合は、質問票（別記様式8）により、持参、郵送、ファクスまたは電子メールのいずれかにより、令和2年6月16日（火）午後5時30分までに函館市企画部企画管理課あてに提出してください。なお、いただいた質問については、ホームページで随時回答します。

4 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

函館市企画部において、提出書類を精査するとともに、必要に応じヒアリングを実施します。その後、市が設置する指定管理者候補者選定委員会において、評価基準に照らし評価・採点を行い、最も適当と認められる団体を指定管理者候補者として選定します。

なお、選定委員会では、原則として全ての応募団体に対してヒアリングを実施します。

(2) 評価基準

選定における評価基準は16～18ページ（別紙1）のとおりです。

(3) 選定結果の公表

応募があった団体の名称、評価内容などの選定結果および選定委員会会議録（概要）は、選定委員会終了後に公表します。

(4) 協定の締結

市と指定管理者候補者に選定された団体において、委託費や業務の細目的事項について定める仮協定を締結します。その後、指定管理者の指定について議会の議決があった日をもって本協定を締結するものとし、仮協定書をもって本協定の協定書となります。

5 管理に関する基準

摩周丸の開館時間および休館日は、以下のとおりとします。

なお、(1)および(2)でただし書きを適用する場合は、原則として該当する日の2ヶ月前までに、市に文書により申請するものとします。

(1) 開館時間

① 4月1日から10月31日まで 午前8時30分から午後6時まで

② 11月1日から3月31日まで 午前9時から午後5時まで

※ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができます。

(2) 休館日

摩周丸の休館日は、1月1日から1月3日までの日および12月31日とします。

ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、または休館日に臨時に開館することができます。

(3) 利用料金

当該施設は、地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制を導入していますので、利用料金は指定管理者の収入となります。

※ 利用料金制とは、利用者が支払う利用料金を指定管理者が自らの収入として摩周丸の管理に要する経費に充てるもので、次の表に掲げる利用料金を上限額として、あらかじめ市長の承認を受け、指定管理者が利用者から徴収する額を決めるものです。

よって、指定管理者は、管理業務に係る収支について、一定の責任を負うことになり、施設の利用を促進し、収入の確保を図る必要があります。

① 利用料金の額

利用料金の額は、指定管理者が下記に掲げる表の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとしますので、事業計画書（別記様式5-2）に記載してください。

ア 観覧施設

区 分	利 用 料 金		
	個 人	20人以上の団体	年間券
一 般	500円	1人につき 400円	1,000円
児童・生徒	250円	1人につき 200円	500円
摘 要	<p>次に掲げる者は、無料とする。</p> <p>(1) 小学校就学前の者</p> <p>(2) 市の区域内の学校に在学する児童もしくは生徒（高等学校、特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者（次号において「高校生」という。）を除く。以下この号において同じ。）または市の区域外の学校に在学する児童もしくは生徒で市の区域内に居住するもの</p> <p>(3) 市の区域内の学校に在学する生徒（高校生に限る。）で教員等に引率されたもの</p> <p>(4) 市の区域内の学校に在学する児童または生徒を引率する教員等</p> <p>(5) その他市長が特に認める者</p>		

備考 年間券とは、当該券を発行する日から起算して1年間に限り、記名の者が観覧施設を観覧することができる券をいう。

イ 多目的ホール

利 用 料 金	
1時間までごとに	1,500円

② 特別の利用料金、利用料金の減免

特別の展示または催しを行う場合においては、指定管理者はあらかじめ市長の承認を受けて特別の額の利用料金を定めることができます。

また、特に必要と認める場合においては、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができます。

なお、下記に該当する場合は、利用料金を減免することとなりますので、あらかじめ市長の承認を受けてください。

ア 利用料金を免除する場合

- ・市内に住所を有する障がい者
- ・函館市または函館市教育委員会が主催する行事のために摩周丸を利用する場合
- ・海外の姉妹都市等との交流の場合
- ・国、地方公共団体の議会議員、各種委員、職員による行政視察の場合

イ 利用料金を減額する場合

- ・施設の周知を図るために配布した割引券等により利用する場合
- ・指定管理者が主催する行事のために摩周丸が利用される場合
- ・修学旅行の児童・生徒および観光客等の利用促進を図るため、電車、バス等の1日乗車券、2日乗車券等の利用者が摩周丸を利用する場合
- ・修学旅行の児童・生徒および観光客等の利用促進を図るための周知用パンフレット等の持参者が摩周丸を利用する場合
- ・市内に住所を有する満65歳以上の高齢者

6 指定管理者の業務実施および履行責任等に関する事項（モニタリングの実施）

(1) 事業報告書の作成および提出

指定管理者は、摩周丸に関する実施状況報告書、収支決算書および経営状況を説明する書類を作成し、翌事業年度の4月末までに提出しなければなりません。

(2) 業務報告の聴取等

函館市は指定管理者に対し、その管理する業務および経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施を確認するため、実地に調査し、または必要な指示をすることができます。

(3) 利用者ニーズの把握

指定管理者は、施設におけるサービス向上のため、利用者アンケートを実施するなど、利用者ニーズを把握し、管理業務に反映させることに努めなければなりません。

(4) 管理業務の評価および公表

ア 指定管理者は毎年度事業完了後、業務仕様書、事業計画書、協定書等に基づき自らの管理業務の自己評価を行い函館市に提出しなければなりません。

イ 函館市は、(1)に規定する実施状況報告書等や前項に規定する自己評価により実績評価を行い、評価結果について公表するものとします。

7 業務の範囲および具体的内容

指定管理者が行う主な業務の範囲は、次のとおりですが、詳細については「別紙函館市青函連絡船記念館摩周丸管理業務処理要領」に記載しております。

(1) 入館者に関する業務

受付業務、館内業務 など

(2) 使用の許可等に関する業務

多目的ホールの使用許可，取り消し など

(3) 維持管理に関する業務

設備保守点検，清掃，警備，修繕 など

(4) その他市長が定める業務

各種計画・報告書の提出，利用促進業務，市との連絡調整 など

8 管理に関する経費等

(1) 管理に関する経費

市が設定している管理委託料の限度額は，令和3年度から令和7年度までの5年間で，42,605千円（消費税等は税率10%で算定）となっております。

（経費内訳：5か年度総額）

区 分		金額(千円)	備 考
支出	一般管理費	27,755	旅費交通費，通信運搬費，消耗品費，消耗什器備品費，光熱水費，保険料，広告宣伝費
	人件費	90,270	給与，福利厚生費
	施設管理費	26,710	修繕費，業務委託費（清掃業務ほか）
	事業費	5,065	
	諸経費	7,490	
	消費税	15,730	
	小計（A）	173,020	
収入	入館料収入（B）	130,415	
支出（A）－収入（B）		42,605	

(2) 経費の支払い

指定期間内の会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに支払います。

なお，支払時期や支払方法は協定で定めます。

(3) 会計処理

摩周丸の管理に関する収入および支出は，独立の会計を設け，団体の他の会計と区別して経理してください。

(4) 利用料金の取り扱い

利用料金については、利用する日に当該施設を管理している指定管理者の収入とし、指定管理期間終了の年度において、次期指定管理期間の利用に係る利用料金を収受した場合は、その分を新たな指定管理者へ引き継ぐものとします。

9 自主事業

(1) 自主事業の提案

指定管理者は、管理業務以外に、摩周丸の設置目的に沿って、管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の利用促進または利用者のサービス向上を目的として、管理業務以外に自己の費用と責任で、自主事業を市の承認を得たうえで実施することができます。

自主事業を提案する場合には、事業計画書（別記様式5-2）にその内容を記載するとともに、自主事業に係る収支計算書（別記様式7）を提出してください。

なお、施設内には、飲料や物品の販売が可能なスペースと設備等を設けておりますので、これらを活用した自主事業の実施について積極的に提案してください。

また、提案にあたっては、自主事業で得られる利益の前部または一部を施設の管理に係る収支計画書（別記様式6）に計上するとともに、施設の管理費用に充てることを求めます。

(2) 行政財産の目的外使用

自主事業の内容によっては、市の使用許可を得たうえで、市が定める行政財産の目的外使用許可の使用料の支払いが必要となります。（例：飲食、物品販売など）

【参考】管理業務と自主事業の区分

業務または事業の性質	協定書 (処理 要領・ 仕様) 記載有 無	設置目 的の範 囲内か 否か	業務内容	施設の管理 に係る収支 計画書への 記載の可否
管理業務 指定管理委託料または施設の利用者から徴収する利用料金、参加費、入場料、その他の収入を充てて実施する、指定管理者が行う業務として条例に規定された業務	○	○	市が実施を義務づける業務	○
			指定管理者の企画提案により実施することを義務づける業務	
自主事業 指定管理者が、施設の用途または目的を阻害せず、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の利用促進または利用者のサービス向上を目的として、管理業務以外に自己の費用と責任で行う事業またはその業務	×	○	施設の設置目的内の事業または業務	× (但し、自主事業で得られた利益を計上してもよい。)
		×	行政財産の目的外使用許可による事業または業務	

10 その他の特記事項

(1) 管理上発生する責任分担

管理業務に関するリスク分担は、19～20ページ（別紙2）のとおりです。

応募者は、指定管理者が分担することとなるリスクについて適正に考慮したうえで、事業計画の立案や委託料の積算を行う必要があるので留意願います。

(2) 関係法令等の遵守に関する事項

業務を遂行する上で、函館市青函連絡船記念館摩周丸条例および同条例施行規則のほか、特に以下の法令を遵守するものとします。

なお、このほか、関係法令等がある場合は、当該法令等についても遵守するものとします。

ア 地方自治法第244条第2項および第3項

（公の施設）

第244条

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）

は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

イ 函館市情報公開条例第27条の2第1項および第2項

（指定管理者の情報公開）

第27条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書のうち自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関する文書の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書について公開請求があった場合において、当該文書を実施機関が保有していないときは、当該指定管理者に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

ウ 函館市個人情報保護条例第20条の2第1項および第3項

（指定管理者の責務）

第20条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、自己が行う同法第244条第1項に規定する公の施設に係る管理業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

3 第1項の管理業務に従事している者または従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

エ 函館市行政手続条例

指定管理者は、函館市行政手続条例の「行政庁」に該当するため、使用許可等の処分は、同条例の定めに従って行うこととなります。

(3) 管理業務の委託の禁止等

管理業務を一括して第三者に委託し、または請負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ第三者に委託する理由を記載した申請書を提出し市が承諾した場合は、この限りではありません。

(4) 指定の取消し等

市は、指定管理者が市の指示に従わないときや応募資格を失ったときなどは、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命ずることとなります。

なお、指定管理者は、収支計画書の年度平均収入額（自主事業分は除く。）の10分の1に相当する額の違約金を市に支払わなければなりません。

ただし、収入額が支出額を上回る場合は、当該施設の運営に要する費用（支出額等）の10分の1に相当する額とします。

(5) 損害賠償責任

指定管理者は、故意または過失により、市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

この場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、市が損害を賠償したときは、市は、指定管理者に対して求償権を有します。

(6) 保険の加入に関する事項

原則として、指定管理者に帰責性がある場合の第三者への賠償に備えるため、指定管理者において、損害賠償責任保険に加入していただきます。

ただし、市では施設での事故等に備え、次の保険に加入しており、指定管理者が当該保険の補償内容で十分と判断した場合においては、加入の必要はありません。

[市が加入する保険の補償内容]

全国市長会「市民総合賠償補償保険」

支払 限度 額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円
	個人情報漏えいによる損害賠償		2億円
	個人情報漏えいによる対応費用		1事故1,000万円 年間3,000万円

※ 指定管理者の賠償すべき額が当該保険の支払限度額を超える場合は、指定管理者の自己負担となります。また、支払限度額の範囲内であっても、事案により、指定管理者に自己負担が生じる場合もあります。

(7) 備品の管理および帰属

市が備え付ける備品は、業務処理要領14～26ページの「備品一覧」のとおりです。

経年劣化等による備品の更新に係る費用は、19～20ページ（別紙2）のリスク分担表のとおり、1件当たり20万円未満（消費税等を含む。）については指定管理者が、20万円以上（消費税等を含む。）については市が負担し、指定管理者の責任により滅失または毀損した備品の補充については指定管理者が負担することとし、いずれの備品においても市に帰属するものとします。

「備品一覧」に定める備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達することとし、当該調達した物品については、指定管理者に帰属するものとします。

(8) 事前準備に関する事項

指定管理者は、指定管理者の負担により、業務を円滑に行えるよう指定期間の開始日前までに準備を行い、市または前指定管理者から必要な引き継ぎを受けるものとします。

(9) 現状回復および事務引き継ぎに関する事項

指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定される場合を除く。）または指定を取り消されたときは、速やかに原状回復し、市に必要な資料等を引き継ぐとともに、市または新たな指定管理者と十分事務引き継ぎを行うこととなります。

11 問合せおよび応募先

函館市企画部企画管理課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話：(0138) 21-3621 FAX：(0138) 23-7604

E-mail：kikaku2@city.hakodate.hokkaido.jp

【別紙 1】 評価基準

評 価 項 目	配点
1 施設設置の目的が達成できるか	40
(評価の視点) <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に合致した方針か ・施設の管理業務について十分理解しているか ・施設の保守管理, 衛生管理は適正に行われるか ・管理業務に関連する法令等について理解し, 遵守が見込まれるか ・経理処理は適正になされるか ・市への必要な報告など, 市からの指示に適正に対応できるか ・市からの委託事業は効果的な内容で提案しているか ・市の施策や市が求める提案等に対して柔軟に対応できるか ・申請受付・許可業務が適正に行われるか など 	
2 市民の平等利用が確保され, 市民サービスの向上が図られるか	40
(評価の視点) <ul style="list-style-type: none"> ・市民の平等利用についてどのような考え方があるか ・市民サービスの向上が図られるか ・障がい者等への対応は十分に図られるか ・利用者に向けた新たなサービスの提供が図られるか ・積極的な情報発信などサービス向上の独自への取り組みはあるか ・利用者の意見要望などを運営に反映させる工夫がなされるか ・苦情処理の体制は明確になっているか ・管理技術の向上のために必要な措置を講じるか ・定期的な自己評価を行うか ・具体性をもった利用促進策を考えているか など 	
3 収支計画は, 管理運営上支障のない内容となっているか	30
(評価の視点) <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金の設定金額は妥当か ・管理経費削減のための工夫を行っているか ・妥当な根拠に基づいて積算しているか ・過度・過小な積算をしていないか ・必要な経費は全て計上されているか ・当該管理業務に対する経営努力があるか ・効率的な職員の配置になっているか など 	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか	30
(評価の視点) <ul style="list-style-type: none"> ・受託への意欲・熱意が感じられるか ・指定管理者制度の趣旨を理解しているか ・安定した管理体制を提供できる財政基盤はあるか ・類似した施設管理の運営実績はあるか ・団体の安定性・継続性はあるか ・団体運営における法令等を遵守しているか 	

<ul style="list-style-type: none"> ・職員の育成・資質向上について、どのように考えているか ・施設管理に必要な人員を確保しているか（資格者を含む） ・管理責任者および管理・監督体制は明確になっているか など 	
5 緊急時対応などの体制が確立されているか	20
<p>(評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等緊急時に対する方針、体制が確立されているか ・事故防止に向けた取り組みを行っているか ・管理運営上発生する損害等のリスクに対し備えは十分か ・災害等緊急時のマニュアルは作成しているか ・利用者の安全管理体制や対策は十分か など 	
6 個人情報の適正な管理が図られるか	10
<p>(評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の個人情報について、どのような保護措置を講じるか ・個人情報の保護について十分に理解しているか など 	
7 雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	40
<p>(評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の給与が高い水準にあるか ・従業員の社会保険の加入等は適当か ・労働契約の締結や労働条件の明示などは、適正に行われるか ・労働条件(労働時間, 休憩, 休暇, 健康管理など)はどうか ・指定期間満了後における従業員の雇用について、どのような考えか ・就業規則などは整備されているか ・正規雇用者の雇用に積極的か ・正規雇用・非正規雇用の構成はどうか など 	
8 環境に配慮した経営を行っているか	10
<p>(評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001を取得しているか ・環境に配慮した経営について、独自の考え方や方針はあるか など 	
9 障がい者の雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか	10
<p>(評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等の雇用に積極的か ・男女共同参画の取り組みを図っているか ・福祉活動の実績はあるか など 	
10 地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか	20
<p>(評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような地域活動の実績があるか ・施設が設置されている地域とどのように関わっていくのか ・施設が設置されている地域へどのような貢献が図られるか など 	

11 青函連絡船での勤務経験があるなど、摩周丸の維持管理に必要な船舶の知識を有する職員がいるか	20
12 自主事業について	30
(評価の視点) <ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズを的確に把握しているか ・実現性があるか ・集客に効果的であるか ・事業内容は魅力的であるか ・施設の設置目的に資する展示や催しなどの事業内容は適正か など 	
13 提案金額の比較について	200
・最低提案金額／提案金額×200点	
合 計	500

【別紙2】リスク分担表

項 目		内 容		負担者		
				市	指定管理者	
書類 関連 リスク	作成書類の誤り	要領等市が作成した書類に関するもの		○		
		申請書等指定管理者が作成した書類に関するもの			○	
制度 関連 リスク	法令の変更	管理業務に直接関係する法令の制定，改正等によるもの		○		
		上記以外の一般的な法令の制定，改正等によるもの			○	
	税制の変更	管理業務に直接影響を及ぼす新税の創設，税制改正等によるもの		○		
		上記以外の一般的な新税の創設，税制改正等によるもの			○	
維持 管理 リスク	金利の変動	金利の変動によるもの			○	
	物価の変動	物価の変動によるもの			○	
	施設競合・需要変動	施設競合により利用者または収入が減少したことによるもの 当初の需要見込みと実際の需要に差異が生じたことによるもの			○	
	備品，施設， 設備等の損傷	経年劣化によるもの	1件当たり20万円未満の修繕または購入等			○
			1件当たり20万円以上の修繕または購入等		○	
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	1件当たり20万円未満の修繕または購入等			○
			1件当たり20万円以上の修繕または購入等		○	
		管理上の瑕疵によるもの			○	
		施設の構造上の瑕疵によるもの		○		
	展示物，資料等の 損傷	指定管理者の責めに帰すべき理由によるもの			○	
第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの		1件当たり20万円未満の修繕または購入等			○	
		1件当たり20万円以上の修繕または購入等		○		
政治的・行政的理由による事業の変更	政治的・行政的理由から，業務の全部もしくは一部を中止し，または業務内容を変更したことによるもの		○			
業務不履行	指定管理者による管理業務および協定内容の不履行			○		

項 目		内 容	負担者	
			市	指定管理者
維持 管理 リスク	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等によるもの		○
		施設もしくは機器の不備または施設改修による臨時休館等によるもの	○	
		指定管理者の提案による自主事業運営によるもの		○
	セキュリティー	指定管理者の警備不備によるもの		○
		上記以外のもの	○	
社会 リスク	第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき理由によるもの		○
		上記以外のもの	○	
	周辺地域および 施設利用者への 対応	地域との協調に関するもの		○
		施設設置，管理業務内容等に対する施設利用者等からの反対，訴訟，要望等に関するもの	○	
		管理業務に関する施設利用者への対応に関するもの		○
不可抗力		天災，暴動等不可抗力によるもの	○	
指定の終了等		指定管理者の指定期間が終了した場合または指定を取り消した場合の撤収に関するもの		○

(別記様式1)

函館市指定管理者指定申請書

年 月 日

函館市長 様

所在地または代表者の住所

申請者 名称

代表者の氏名 印

電話 — —

函館市青函連絡船記念館摩周丸の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

添付書類

- 1 申請の資格を有していることを証する書類
- 2 定款，寄附行為，規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては，当該法人の登記事項証明書（地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体にあっては，同条第12項の証明書）
- 4 事業計画書
- 5 施設の管理に係る収支計画書
- 6 この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに前事業年度の収支計算書および事業報告書
- 7 営利を目的とする法人にあっては，この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに直前3年の各事業年度の収支決算書および事業報告書ならびに法人市民税の納税を証する書類
- 8 その他市長が必要と認める書類

(別記様式2)

誓 約 書

申請者およびその代表者（7においては役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、市における競争入札への参加を制限されている者
- 4 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから5年を経過しない者、または、指定管理者に指定することが不可能となり、若しくは著しく不相当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取消しを受けてから5年を経過しない者
- 5 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体（②および③に掲げる者にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）であつて、指定管理者として指定することにより、市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなる者
 - ① 議会の議員
 - ② 市長および副市長
 - ③ 法第180条の5の規定により市に設置されている委員会の委員および委員
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

年 月 日

所在地または代表者の住所
申請者 名称
代表者の氏名 印
電話 — —

(別記様式3)

団 体 概 要 書

項 目	内 容
団体の名称	
代表者の職・氏名	
所在地	
設立年月日	
資本金	令和 年 月 日現在 千円
従業者数	令和 年 月 日現在 正社員 人 非正社員 人
主たる業務内容	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	
連絡先	連絡責任者の職・氏名：
	電話番号： FAX番号：
	E-mail：

※ 記入欄が足りない場合は、様式に準じて追加してください。

(別記様式4)

グループ申請に係る構成団体の委任状

年 月 日

函館市長 様

所在地または代表者の住所
構成団体 名称
代表者の氏名 印
電話 — —

所在地または代表者の住所
構成団体 名称
代表者の氏名 印
電話 — —

所在地または代表者の住所
構成団体 名称
代表者の氏名 印
電話 — —

私達は、下記の団体をグループの代表団体として、函館市青函連絡船記念館摩周丸に係る指定管理者の指定の申請に関する一切の権限を委任します。

所在地または代表者の住所
代表団体 名称
代表者の氏名

※ 構成団体の記載欄が足りない場合は、適宜追加してください。

(別記様式 5 - 1)

事業計画書

団体の名称 _____

I 施設の管理に係る基本方針

1 施設設置の目的が達成できるか
2 市民の平等利用が確保され、市民サービスの向上が図られるか
3 収支計画は、管理運営上支障のない内容となっているか
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか

5 緊急時対応などが確立されているか
6 個人情報保護の適正な管理が図られるか
7 雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか
8 環境に配慮した経営を行っているか
9 障がい者の雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか
10 地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか

11 青函連絡船での勤務経験があるなど、摩周丸の維持管理に必要な船舶の知識を有する人材の確保について

12 自主事業について

※ 評価の基準となるため、具体的な考え方や取組み方針を、詳細に記載してください。

(別記様式 5 - 2)

事業計画書

団体の名称 _____

Ⅱ 指定期間内の年度ごとの業務計画（令和 年度分）

※ 各事業年度ごとに作成してください。

1 業務の実施計画

※ 業務処理要領に記載する内容以上の業務を実施する場合は具体的に明示してください。

(例)

- ・年間スケジュール
- ・施設の維持管理に関する業務
- ・施設の使用許可等に関する業務
- ・委託事業に関する業務
 - 講習会，教室，イベント，展示など
 - 具体的な教室名，回数，事業内容，期待される効果
- ・施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ・その他，市または指定管理者が必要と認める業務
- ・指定管理者から第三者への委託に関する業務
- ・個人情報の保護について

2 人員体制図

(例)

- ・組織体系図
- ・人員配置数，職制，職種，業務分担
- ・勤務ローテーション

3 苦情処理，緊急時等の対応体制図

4 自主事業の提案・実施計画

5 利用料金

(1) 利用料金の提案

ア 観覧施設

区 分	利 用 料 金					
	個 人		20人以上の団体		年間券	
	上限額	提案額	上限額	提案額	上限額	提案額
一 般	500円		1人につき 400円		1,000円	
児童・生徒	250円		1人につき 200円		500円	
摘 要	次に掲げる者は、無料とする。 (1) 小学校就学前の者 (2) 市の区域内の学校に在学する児童もしくは生徒 (高等学校、特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者 (次号において「高校生」という。)を除く。以下この号において同 じ。)または市の区域外の学校に在学する児童もしくは生徒で市の区 域内に居住するもの (3) 市の区域内の学校に在学する生徒(高校生に限る。)で教員等に引 率されたもの (4) 市の区域内の学校に在学する児童または生徒を引率する教員等 (5) その他市長が特に認める者					

備考 年間券とは、当該券を発行する日から起算して1年間に限り、記名の者が観覧施設を観覧することができる券をいう。

イ 多目的ホール

利 用 料 金	
上 限 額	提 案 額
1時間までごとに 1,500円	

(2) 提案金額の考え方

(3) 利用料金の減免について

① 減免する・しない(該当するものを○で囲む)

② 減免する場合の具体的な内容およびその実施にあたっての考え方

(別記様式6)

施設の管理に係る収支計画書 (令和 年度分)

団体の名称 _____

1 収入

科目	内 訳	予算額 (円)	備 考
1 管理委託料			
2 利用料金収入			
3 その他収入 (自主事業収入等)			
合 計 (A)			

2 支出

科目	内 訳	予算額 (円)	備 考
1 一般管理費 (1) 旅費交通費 (2) 通信運搬費 (3) 消耗品費 (4) 光熱水費 (5) 保険料 (6) 広告宣伝費 (7) その他			
2 人件費 (1) 給与 (2) 福利厚生費 (3) その他			
3 施設管理費 (1) 修繕費 (2) 業務委託費 (3) その他			
4 事業費			
5 諸経費			
合 計 (B)			

差 (A-B)			
---------	--	--	--

備 考

- 1 指定管理期間内の年度ごとおよび合計の収支計画書を提出してください。
- 2 収支は税込みで記入し、具体的な積算の内訳・根拠を別紙 (様式任意) で示してください。
(※人件費の内訳については、別途指定する様式により提出してください。)
- 3 人件費など不課税支出に対する消費税相当額 (申告納税相当額) については、租税公課に「消費税」として計上してください。
- 4 消費税の免税および簡易課税の対象事業者は、その旨を備考欄に記入してください。

(別記様式7)

自主事業に係る収支計画書（令和 年度分）

団体の名称 _____

1 収入

科目	内 訳	予算額 (円)	備 考
(例)			
1 販売収入等			
2 その他収入			
合 計 (A)			

2 支出

科目	内 訳	予算額 (円)	備 考
(例)			
1 人件費			
(1) 給与・諸手当			
(2) 福利厚生費			
2 維持管理費			
(1) 燃料費			
(2) 光熱水費			
(3) 委託費			
3 その他事務費			
(1) 消耗品費			
(2) 通信運搬費			
(3) 備品購入費			
(4) その他			
4 事業費			
5 租税公課			
(1) 消費税等	(申告納税する消費税額を計上してください)		
合 計 (B)			

差 (A-B)			
---------	--	--	--

備 考

- 1 指定管理期間内の年度ごとおよび合計の収支計画書を提出してください。
- 2 収支は税込みで記入し、具体的な積算の内訳・根拠を別紙（任意様式）で示してください。
- 3 消費税の免税および簡易課税の対象事業者は、その旨を備考欄に記入してください。

(別記様式8)

質 問 票

公の施設の名称 函館市青函連絡船記念館摩周丸
団体の名称 _____

提出年月日 令和 年 月 日

連絡責任者の職・氏名：	
電話番号：	FAX番号：
E-mail：	

質問事項	
------	--